

通所型サービス（独自） サービスコード表（令和元年10月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A 6	1111	通所型サービス 1	イ 通所型サービス費（独自）	(1) 事業対象者・要支援 1	1,655単位	1,655	1月につき
A 6	1112	通所型サービス 1 日割			54単位	54	1日につき
A 6	1121	通所型サービス 2		(2) 事業対象者・要支援 2	3,393単位	3,393	1月につき
A 6	1122	通所型サービス 2 日割			112単位	112	1日につき
A 6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A 6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	(注3・注12)		所定単位数の5%加算		1日につき
A 6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算 (注4)		240単位加算	240	
A 6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	
A 6	6106	通所型サービス同一建物減算 2	(注5)	事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752	
A 6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算 (注6)		100単位加算	100	
A 6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算 (注6)		225単位加算	225	
A 6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算 (注7)		150単位加算	150	
A 6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A 6	5006	通所型複数サービス実施加算 1 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	①運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A 6	5007	通所型複数サービス実施加算 1 2			②運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A 6	5008	通所型複数サービス実施加算 1 3		③栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A 6	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A 6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A 6	6107	通所型サービス提供体制加算 1 1 1	チ サービス提供体制強化加算 (注12)	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ	①事業対象者・要支援 1	72単位加算	72
A 6	6108	通所型サービス提供体制加算 1 1 2			②事業対象者・要支援 2	144単位加算	144
A 6	6101	通所型サービス提供体制加算 1 2 1		(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ	①事業対象者・要支援 1	48単位加算	48
A 6	6102	通所型サービス提供体制加算 1 2 2			②事業対象者・要支援 2	96単位加算	96
A 6	6103	通所型サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算 (II)	①事業対象者・要支援 1	24単位加算	24
A 6	6104	通所型サービス提供体制加算 II 2			②事業対象者・要支援 2	48単位加算	48
A 6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A 6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算 2	(注9)	※ 運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A 6	6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算 (※ 6月に1回を限度) (注9)		5単位加算	5	1回につき
A 6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算 (注10・注12)	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の59/1000加算		
A 6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の43/1000加算		
A 6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の23/1000加算		
A 6	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(3) で算定した単位数の90%加算		
A 6	6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	(3) で算定した単位数の80%加算		
A 6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算 (注11・注12)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の12/1000加算		
A 6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の10/1000加算		

注1 定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A 6	8001	通所型サービス 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,655単位	1,159	1月につき
A 6	8002	通所型サービス 1 日割・定超			54単位		
A 6	8011	通所型サービス 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,393単位	2,375	1月につき
A 6	8012	通所型サービス 2 日割・定超			112単位		

注2 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A 6	9001	通所型サービス 1・欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,655単位	1,159	1月につき
A 6	9002	通所型サービス 1 日割・欠			54単位		
A 6	9011	通所型サービス 2・欠		事業対象者・要支援 2	3,393単位	2,375	1月につき
A 6	9012	通所型サービス 2 日割・欠			112単位		

【重要】注1～12は、平成31年4月26日付け「地域支援事業の実施について一部改正について」により改正された地域支援事業実施要綱から引用しているため、本市においては該当する記号がない場合があります。

注1…イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2…イについて、看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3…イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注4…イについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5…イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ (1) 及び (3) 376単位  
イ (2) 及び (4) 752単位

注6…ロ、ハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7…ニの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注8…リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注9…ヌの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注10…ルについて、所定単位数はイからヌまでによる算定した単位数の合計。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される向同期間において廃止する。

注11…ヲについて、所定単位数はイからヌまでより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅵ)までのいずれかを算定していることを要件とする。

また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(1)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注12…中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

従価が定める地域支援事業実施要綱と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲのうち、イ(3)及び(4)は本市においては実施しておりません。